



長野県消費者被害防止啓発キャラクター

**もシカっち**

# 消費生活サポーターだより

No. 4

発行 平成29年11月

長野県消費生活サポーターの皆様こんにちは。

今月も、皆様の啓発活動に少しでも参考となるよう情報をお知らせします。

啓発活動等の参考にぜひ活用していただきますようお願いします。

皆様からもお気軽に御意見、御感想をお寄せいただきますようお願いします。

~~~~~ 今月号のもくじ ~~~~~

## 1 送付資料(啓発資料)から

◎独立行政法人国民生活センター発行資料 (詳細は別紙参照)

「見守り新鮮情報 第292号、第293号」、

「子どもサポート情報 第122号」

◎長野県発行資料

「メールマガジン11月号」、「高齢者の消費者被害防止見守り研修会の開催通知」

## 2 情報掲示板(お知らせ)

◎12月の消費生活サポーター研修会にご出席ください。

◎第3回のくらしのセミナー、高齢者見守り研修会を開催します。

◎出前講座等で使用する啓発用資料を購入しました。

◎長野県消費者被害防止啓発キャラクター「もシカっち」の着ぐるみが完成。

◎街頭啓発活動に参加してみませんか。

## 3 活動紹介(こんな活動が行われています!)

## 4 知っておきたい参考情報

### 1 送付資料(啓発資料)から 詳細は別紙の啓発資料を参照ください。

◎独立行政法人国民生活センター発行資料

「見守り新鮮情報 第292号」

「危険な状態」とガソリンスタンドでタイヤ交換を勧められた事例

「見守り新鮮情報 第293号」

高齢者の生活動線を点検して転倒事故を防ぎましょう

「子どもサポート情報 第122号」

こんろのグリル窓に触ってやけど! 歩き始めの時期は特に注意しましょう

◎長野県発行資料

「メールマガジン 11 月号」

「平成 29 年度 高齢者の消費者被害防止見守り研修会の開催通知について」

## 2 情報掲示板（お知らせ）

◎12 月の消費生活サポーター研修会にご出席ください！

12 月 11 日～25 日まで県内 5 会場で研修会を開催します。

既に出欠の報告をいただいた皆様ありがとうございました。報告をいただいていない皆様は至急出欠についての御報告をお願いします。

今回の研修会では、5 つの市の取組み事例の紹介やサポーターの方からの活動事例の紹介などを予定しています。それぞれの消費生活サポーターの皆様相互の情報交換や意見交換の機会となるよう計画していますので、年末のお忙しい時期になりますが、多くの皆様の御出席をよろしくをお願いします。

◎第 3 回のくらしのセミナー、高齢者見守り研修会を開催します。

☆第 3 回のくらしのセミナーについては、12 月 12 日～21 日の間において県の 4 つの消費生活センターを会場に「賃貸借契約講座～アパートなどの入居から退去まで～」といったテーマで開催します。一般消費者として賃貸借契約にあたり知っておきたい知識など、トラブルの回避のために参考になるお話をさせていただく予定です。ぜひ御参加ください。

☆高齢者の消費者被害防止見守り研修会については、12 月 20 日（諏訪市）、12 月 25 日（上田市）で、「高齢者を地域で見守るために」といったテーマで開催します。消費生活サポーターとして地域で見守り活動を進めていただくにあたって有意義なお話をいただく予定です。研修会と同日の開催を予定しています。あわせて御参加をお願いします。

◎出前講座等で使用する啓発用資料を購入しました。

「(公財) 消費者教育支援センター発行の悪質商法対策ゲームⅡ」をこのたび購入しました。4～5 名のグループで、すごろくゲームをし、楽しみながら様々な悪質商法の事例とその基本的な対処・対策について学べる学習用資料です。グループの皆さんで集まる機会などに、ゲームを活用しながら、楽しく消費生活の問題を話題にするきっかけにぜひ御活用ください。各消費生活センターで現物を御覧いただけます。

◎長野県消費者被害防止啓発キャラクター「もシカっち」の着ぐるみが完成！

長野県の消費者被害防止啓発キャラクター「もシカっち」の着ぐるみの作成を進めておりましたが、このたび完成しました。街頭啓発の機会などには、県内各地に出かけてまいります。ぜひ、出張の機会がありましたら、お気軽に御相談ください。



長野県消費者被害防止啓発キャラクター  
**もシカっち**

◎街頭啓発活動に参加してみませんか。

12月の年金支給日（12月15日）には特殊詐欺被害防止啓発活動を行います。

各消費生活センター（4所）管内の金融機関で警察署等と一緒に実施します。

実施場所、開始時刻等は現在未定ですが、当日一緒に啓発活動を行っていただける場合には、12月1日（金）までに事務局へお申し出ください。県の4つの消費生活センター単位での実施の他に、各市町村においても各警察署と一緒に街頭啓発を実施している場合もあります。

12月15日は今年最後の年金支給日になります。年末の防犯警戒期間ともなり、警察署と連携して啓発活動を行います。多くの皆様の御協力をお願いします。

### 3 活動紹介(こんな活動が行われています！)

＜訓練型特殊詐欺対応講座で講師役の防犯担当職員のお手伝いをいただいた大町市の山田さんの活動の様子をご紹介します。＞

山田さんは、平成27年度に消費生活サポーターに登録され、所属されている大町市くらしの会で、ふれあい広場での展示などの活動を通して、啓発活動を積極的に行っていらっしゃいます。

現在地区の公民館の役員をされていることをきっかけに、今年3月には、公民館の行事の機会に、「訓練型特殊詐欺対応講座」を計画していただき、地域の皆さんに最近の特殊詐欺被害の現状や手口を学んでいただいたほか、当日は、実際に電話機を使い、犯人役の職員からの電話を参加者の方に受けていただき、対応策を体験していただきました。当日は山田さんの事前の呼びかけで会場いっぱいの約50名の皆さんが参加されました。当日の様子はホームページでも紹介しています。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi-shohi/documents/daikoucho.pdf>)

講座の後には、役員さんが自ら作られた手打ちうどんを参加者全員の方と一緒に食べ、交流を深められました。この交流会は、被害が後を絶たない特殊詐欺被害のことを地域の皆さんに知ってもらい、少しでも詐欺の被害に気をつけてほしいといった思いから「手打ちうどんを楽しむ交流の機会」に山田さん自身が計画されました。山田さんは、「何かあったときに、どこかで聞いたことがそういえばあったかとも思い出して、対応してもらおうきっかけに、出前講座がなればといい。」と話されています。

大町市では10月に中信地区の簡易郵便局の職員研修の機会に「訓練型特殊詐欺対応講座」を盛り込んでいただきましたが、その際に講師役の防犯担当の職員のお手伝い役に山田さんに御協力をお願いし、ご協力をいただきました。当日は、犯人役の職員からの電話を受ける被害者役として山田さんにはお手伝いをいただいた他、消費生活サポーターの活動についてもお話いただきました。



参加者の皆さんにサポーター活動の様子を紹介されている山田さん

今後は12月にも大町市で同様な出前講座の機会があり、また別なサポーターの方をお願いをしたところ、山田さん同様に御対応いただける予定になっております。

特殊詐欺被害防止の訓練型の講座は、県の防犯担当の職員が被害の手口をわかりやすく紹介し、電話を使用して実際に体験いただく内容で、県内各地において実施しています。

参加者の皆さんからは、大好評の声を多数寄せていただいています。ぜひ今回ご紹介した山田さんのように出前講座の機会を計画していただいたり、お近くでの出前講座の機会にはお手伝い役としてお願いすることも予定していますので、御理解・御協力をお願いします。

#### 4 知っておきたい参考情報

今月は、「倫理的消費（エシカル消費）」について紹介します。

最近少しづつ耳にすることが多くなりましたが、今年度6月に実施した県の県政モニター調査結果では、「エシカル消費」の認知度については、「知っている」「聞いたことがある」が合わせて2割超、「知らない」が8割弱となっていました。

倫理的消費（エシカル消費）とは、地域の活性化や雇用などを含む、**人や社会、環境に配慮した消費行動です。**（消費者庁「倫理的消費」調査研究会とりまとめ 座長 東京大学名誉教授 山本良一氏から）

倫理的消費（エシカル消費）に取り組む必要性と意義については、「消費者の視点」、「事業者の視点」、「行政の視点」からの取り組みが必要とされています。

消費者の視点としては、1：消費という日常活動を通じ社会的課題の解決に貢献、2：商品、サービスの選択に①安全・安心、②品質、③価格に加えて、第4の尺度として「倫理的消費」の提供 3：消費者市民社会の形成に寄与（消費者教育の実践）といったことで、持続可能な社会の形成には、事業者・行政に加え消費者の認識と行動も不可欠とされています。消費者の行動が消費者の未来を変える可能性を秘めているとされ、広く国民の間での理解とその先の行動が期待されています。

倫理的消費（エシカル消費）といった言葉はわかりにくいですが、具体的な消費者の行動としては、障がい者の支援につながる商品の購入、フェアトレード（注）の商品（チョコレート、コーヒー、サッカーボールなど）の購入、環境に配慮した商品、エコ消費品、リサイクル製品、資源保護等に関する認証がある商品、地域での地産地消商品、被災地産品の購入などを進める取り組みなども含まれますので、実際には既に実施している行動があるのではないのでしょうか。先の県政モニター調査でも、「値段の安さだけでなく、長く使えるか、本当に必要か重要視する」が7割、「地元産や伝統工芸品を選んだり、また地元商店で買い物する」が約6割、「減塩など健康に配慮した商品を選ぶ」が5割超となっていました。自分の生活に結びつきのある行動から始めてみませんか。

（注）フェアトレードとは、開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す「貿易のしくみ」をいいます。

長野県くらし安全・消費生活課相談啓発係 担当：小泉

電話：026-223-6770 FAX：026-223-6771

電子メール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp



しあわせ信州